

令和8年度 洲本市旧耐震空き家除却支援事業

旧耐震基準により建築された空き家の除却を推進することにより、地震発生時の倒壊等による被害の防止を図るとともに、安全で良好な住環境を形成するため、洲本市空き家総合対策事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、その経費の一部を補助します。

1 補助金額 ※予算の範囲内の助成とするため、年度途中において申請を早期に締め切る場合があります。

補助率	補助限度額
20分の3	30万円

※ 旧耐震空家住宅の解体、運搬又は処分に要する経費（家財等の搬出又は処分に要する経費その他市長が補助の対象とすることが適当でないとする経費を除く。）の合計額に20分の3を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額（1000円未満切り捨て）。

2 補助対象となる旧耐震空家住宅 ※次のいずれにも該当するもの

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	以下の区域に存する空家であること 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、海岸通一丁目、海岸通二丁目
<input type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前に着工された建物であること
<input type="checkbox"/>	一の世帯が独立して家庭生活を営むことができる次に掲げる全ての設備を備える空家又はその用途上不可分な2以上の空家（併用住宅の場合は、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。 (1) 1以上の居室 (2) 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の台所 (3) 専用のトイレ (4) 専用の玄関
<input type="checkbox"/>	公共事業等の補償の対象となっていないもの
<input type="checkbox"/>	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による命令の措置を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと

3 補助対象者 ※次のいずれにも該当するもの（法人は除く）

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	旧耐震空家住宅とその敷地の登記事項証明書又は固定資産税家屋台帳記載事項証明書に所有者として記録されている者、又はその法定相続人
<input type="checkbox"/>	洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する者又は当該者と同一の世帯に属する者でないこと
<input type="checkbox"/>	洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者又は当該者と同一の世帯に属する者でないこと

4 補助対象事業 ※次のいずれにも該当するもの

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	補助対象者が契約した市の区域内に主たる事業所を有する法人又は市の区域内に住所を有する個人（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けた者に限る。以下「解体工事業者等」という。）のうちから見積り合わせによって決定された事業者によって旧耐震空家住宅が除却されるものであること
<input type="checkbox"/>	旧耐震空家住宅が数人の共有に属する場合にあっては、旧耐震空家除却支援事業の実施について、その共有者の全員の同意があること
<input type="checkbox"/>	洲本市補助金等交付規則（平成 18 年洲本市規則第 52 号。以下「市規則」という。）第 6 条第 1 項の規定による補助金交付決定通知の日以降に契約及び着手する工事であること
<input type="checkbox"/>	補助金の申請をした日の属する年度の 2 月末日（その日が市の休日の場合は、その直前の市の休日でない日）までに工事を完了し、実績報告書に添付書類を付けて提出できるもの
<input type="checkbox"/>	本事業と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けて除却しようとする工事でないこと
<input type="checkbox"/>	同敷地内で過去に本事業の補助金を受けたことがないこと

5 申請等に必要な書類

(1) 補助金交付申請

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助金等交付申請書（市規則様式第 1 号）
<input type="checkbox"/>	収支予算書（市規則様式第 2 号）
<input type="checkbox"/>	表明保証書（要綱様式第 1 号）
<input type="checkbox"/>	市歳入金情報に関する同意書（市規則別記様式）
<input type="checkbox"/>	住民票（世帯全員のもの）
<input type="checkbox"/>	位置図
<input type="checkbox"/>	現況写真（外観、居室、台所、トイレ、玄関など補助対象となる旧耐震空家住宅であることが確認できるもの）
<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書又は固定税課税台帳記載事項資産証明書
<input type="checkbox"/>	不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面
<input type="checkbox"/>	相続人が申請する場合は、戸籍謄本又は除籍謄本など所有名義人との関係がわかる書類
<input type="checkbox"/>	旧耐震空家住宅が共有に属する場合、旧耐震空家除却支援事業の実施について同意があったことを証する書面
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る見積書及び内訳明細書の写し（2 社以上）
<input type="checkbox"/>	建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 23 条第 2 項の規定による通知の写し
<input type="checkbox"/>	委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状

※上記のほかにも補助要件等の確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 実績報告

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助事業等実績報告書（市規則様式第9号）
<input type="checkbox"/>	収支決算書（市規則様式第10号）
<input type="checkbox"/>	工事完了写真
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る契約書の写し
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理に関する処分証明書（産業廃棄物管理票（マニフェスト E票））

※上記のほかにも書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 補助金交付請求

提出された実績報告書を審査後、補助金交付額確定通知書により通知します。確定通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第13号）により請求していただきます。

6 補助金申請と交付の手続き

	申請者	洲本市都市計画課	注意事項など
事前相談	相談	補助対象等に該当するか確認	
工事契約前に必要な手続き	交付申請 補助金交付決定通知書 受領	交付申請 受付 審査 補助金交付決定通知書	
工事中	工事契約・着手 工事完了、工事代金支払い		補助金交付決定通知日以降に着手する工事であること
工事後に必要な手続き	実績報告 補助金交付確定額通知書受領 請求 補助金交付請求書	実績報告受付 審査 補助金交付確定額通知書 補助金交付（口座振込）	補助金の申請をした日の属する年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告書を提出すること

7 お問い合わせ先

洲本市都市整備部都市計画課 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL0799-24-7611 FAX0799-24-7612